

福岡県公報

令和七年七月一日
第六百八号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を改正する告示
(行財政支援課) …………… 一

正誤

○目次(令和七年六月十三日福岡県公報第六百三十三号増刊①) 中正誤 …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十二号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を改正する告示

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額(昭和四十四年十一月二十日福岡県選挙管理委員会告示第五十号)の一部を次のように改正する。
第一号へ中「五百円」を「千円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「千円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「一万二千元」を「二万三千元」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額第三号イ中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「、ロ及びハ」を「から二まで」に

改め、同号ロ中「一万元」を「二万円」に改める。

第四号中「一万元」を「一万五千元」に改める。

第五号中「一万五千元」を「二万円」に改める。

附則

(施行期日)

一 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

二 この告示による改正後の選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の規定は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百二十七号)の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

正誤

7・6・13	発行年月日	
603 増刊①	番 公 号 報	
目次	種 類	
	番 同 号 上	
1	ペー ジ	
○	上	欄
	下	
前から 3	行	
	備考	
昇給 [○] 等	正	
昇級 [●] 等	誤	